

騒音規制法に基づく規制基準

平成 13 年 3 月 15 日

茨木市長 山本 末男

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、規制基準を次のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

時間の区分 区域の区分		朝	昼 間	夕	夜 間
		午前 6 時から 午前 8 時まで (単位 デシベル)	午前 8 時から 午後 6 時まで (単位 デシベル)	午後 6 時から 午後 9 時まで (単位 デシベル)	午後 9 時から 翌日午前 6 時まで (単位 デシベル)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

備 考

- 1 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 2 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - (2) 第二種区域 都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
 - (3) 第三種区域 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 第四種区域 都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域
- 3 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺 50 メートルの区域内に昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの（同日においては既に着工されているものを含む。）をいう。